
基本方針について

2026年10月



経済産業省



環境省

基本的な方針の策定（基本方針）

- 主務大臣は、**太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進**を総合的かつ計画的に図るための基本的な方針を定めるものとする。
- 基本方針は、**循環型社会形成推進基本計画及び廃棄物処理法基本方針並びにエネルギー基本計画**と整合性のとれたものでなければならない。（第3条関係）

＜基本方針（告示）の考え方＞

以下の法定事項及び令和7年3月に本合同会議で取りまとめていただいた意見具申「太陽光発電設備のリサイクル制度のあり方について」を踏まえ、記載事項を整理。

＜基本方針の記載事項（法定事項）＞

- 一 太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進の意義及び目標に関する事項
- 二 太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する基本的な事項
- 三 太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進のための次に掲げる方策の実施に関する事項
 - イ 太陽電池廃棄物とする太陽電池の量を抑制するための方策
 - ロ 太陽電池の廃棄における太陽電池廃棄物の処分の方法として再資源化等の選択を促進するための方策
 - ハ 太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する太陽電池の製造及び販売を促進するための方策
 - ニ 太陽電池廃棄物の再資源化により得られた物の利用を促進するための方策（当該利用の意義に関する知識を普及するための方策を含む。）
- 四 再資源化等のための太陽電池廃棄物の収集、運搬又は処分の事業及びその実施体制の整備を促進するための方策の実施に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する重要事項

基本方針の検討事項 骨子（素案）

一 太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進の意義及び目標に関する事項

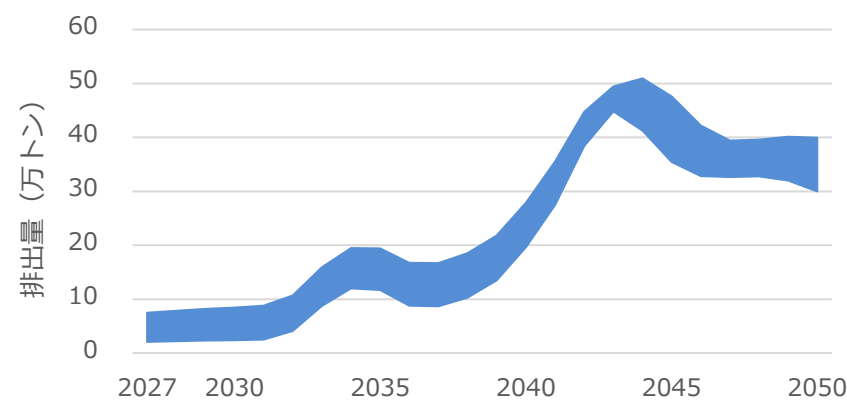
＜太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進の意義について＞

- 太陽電池の廃棄の抑制及び再資源化等の推進により、将来の大量廃棄時における最終処分量を低減することで、最終処分場の残余容量を確保し、環境負荷を低減させる
- 費用効率的な再資源化等の実施により、ガラス及び金属資源を効率的に回収することで、その有効利用を促進する

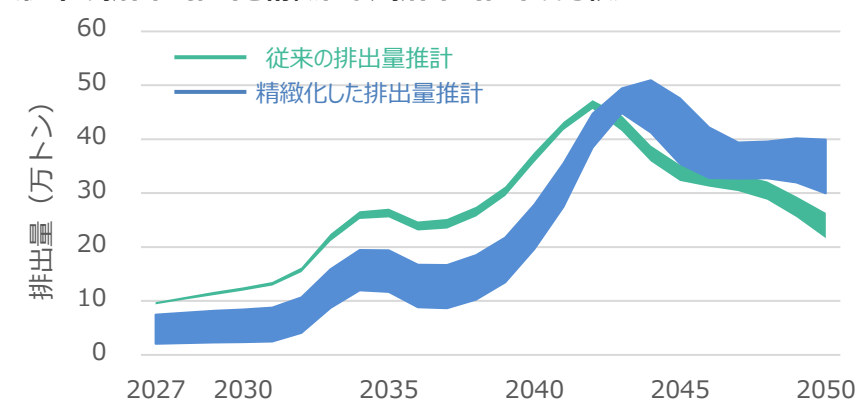
太陽光パネルの排出量推計（推計結果）

- 排出量推計に関しては、過去の審議会等において、実態との乖離について御指摘を頂いているところであり、**推計の精緻化は、再資源化等事業を行う者による事業予見性を高める観点からも重要。**
- 今回、実態調査結果を踏まえ、**故障率の更新**を行うとともに、**リユース率を新たに考慮**することで、**推計の精緻化を実施**。その結果、①**足元から2030年代にかけて排出量が従来想定よりも少なくなった一方で、②ピーク後も一定量の排出が継続する見通し**が示された。新たな推計においても、排出量は**2030年代後半から増加し、最大50万 t / 年程度まで達する見込み**。
- なお、実際の排出時期・量については、**発電事業者による事業判断（リユース、リパワリング等）**や**パネルの使用実態等により変動**するため、**排出実態等も踏まえつつ、必要に応じて推計の更なる精緻化を検討**していく。

＜精緻化した排出量推計＞



＜従来の排出量推計と精緻化した排出量推計の比較＞



（参考）排出量推計の精緻化における主な課題と対応

更新ポイント	従来の課題	対応
故障率	従来推計では実態より高い故障率を設定している可能性があり、将来の排出量を過大に推計していた可能性があった。	複数の実態調査に基づく故障率を基に、太陽電池モジュールの故障態様（故障率を一定期間一律とした上で、経年劣化に伴う故障率の上昇が見込まれること）を踏まえて設定を見直した。
リユース率	リユースを考慮していなかったため、排出量や再資源化需要を過大に見積もる可能性があった。	過去2年の実態調査結果に基づき、リユース率15%を推計に反映した。

一 太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進の意義及び目標に関する事項

＜太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進の目標について＞

- 太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する目標について、以下のとおり設定するとともに、現時点で排出実績の把握が十分でないことから、今後数年間で得られた実績値を踏まえ、必要に応じて、目標年度の見直しや、定量目標の設定等を行うこととしてはどうか。

目標 1 : 2040年代に見込まれる排出量ピーク時まで、再資源化費用が埋立処分費用に対して同程度以下となることを目指す。

目標 2 : 2040年代に見込まれる排出量ピーク時まで、全国的な太陽電池廃棄物の処理体制の構築を目指す。

目標 3 : 2040年代に見込まれる排出量ピーク時まで、目標 1 及び目標 2 の達成を前提に、再資源化の必要性及び経済合理性等の様々な状況を踏まえつつ、事業用太陽電池廃棄物について、最大限の再資源化を目指す。

目標 4 : 太陽電池の長期使用や再使用等の適切な取組(※)が社会に定着し、循環型社会が形成されることを目指す。

(※) 適正なリユースを確保する観点から、実態把握に努めるとともに、適正なリユースを担保するため、ガイドラインの改訂等を行う。

目標 5 : 太陽電池の製造・輸入・販売を行う製造業者等、太陽電池廃棄者（解体工事業者等の他の者も含む。）、太陽電池廃棄物の再資源化等事業を行う者、国及び地方公共団体等全ての関係者が太陽電池の廃棄の抑制を着実に実施するために、適切な役割分担の下でそれぞれが積極的に参加することを目指す。

二 太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する基本的な事項

<基本理念>

- 太陽電池について、まずは長期使用や適正な再使用により排出量の平準化/抑制を目指すとともに、排出されるものについては再資源化等を行うべく、製造・輸入・販売・廃棄等の各段階における措置を実施。

<関係者の役割>

- 各関係者が、適切な役割分担の下で連携しつつ、以下に掲げるような取組を実施するよう努めることとする。

- 国 : 制度（判断基準、認定基準等）の策定/執行。情報収集/提供。
予算措置を通じた技術開発支援・収集運搬を含む処理体制の整備。
その他再資源化等の選択に向けた施策（インセンティブ設計等）。
- 地方公共団体 : 廃棄物処理法に基づく指導監督。地域の実情に応じた施策の実施。
- 太陽電池廃棄者
(解体工事業者等の他の者も含む) : 判断基準に基づく再資源化等の適切な選択/実行。
廃棄の抑制に係る取組の適切な実行。
- 再資源化等事業を行う者 : 費用効率的な再資源化等の実施を通じた再資源化費用の低減。
再資源化物の品質向上。
- 再資源化物利用事業者 : 再資源化物の利用価値向上/需要拡大。
- 製造業者等・販売業者 : 環境配慮設計された太陽電池の製造・輸入・販売。
当該太陽電池の製品情報の提供。

三 太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進のための方策の実施に関する事項

イ 太陽電池廃棄物とする太陽電池の量を抑制するための方策

- 太陽電池の長期使用の実施に向けた適切な維持管理の促進
- 太陽電池の適正な再使用の実施に向けた環境整備
(例：リユースガイドラインの周知・改訂)

ロ 太陽電池の廃棄における太陽電池廃棄物の処分の方法として再資源化等の選択を促進するための方策

- 再資源化等の選択に向けたインセンティブ設計の構築
- 認定事業者に関する情報提供の実施

三 太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進のための方策の実施に関する事項（前ページから続き）

ハ 太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する太陽電池の製造及び販売を促進するための方策

- **製造業者等による取組**（例：環境配慮設計された製品の製造・輸入、**当該製品（含有物質含む。）の情報提供**）及び**販売業者による取組**（例：当該製品の適切な製品表示及び情報提供）の推進

二 太陽電池廃棄物の再資源化により得られた物の利用を促進するための方策（当該利用の意義に関する知識を普及するための方策を含む。）

- 再資源化されたガラス等の利用を促進する国及び事業者の取組（例：実証事業、研究開発）の実施
- 当該利用の意義の普及啓発のための取組（例：環境教育、広報活動）の実施

四 再資源化等のための太陽電池廃棄物の収集、運搬又は処分の事業及びその実施体制の整備を促進するための方策の実施に関する事項

- 効率的な収集運搬のスキームの構築
- 高度な再資源化設備の導入
- 再資源化費用の低減に向けた技術開発

五 その他、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する重要事項

- 捕捉すべき情報の収集等の実施（例：電子マニフェストにおける太陽電池廃棄物の取扱いの検討）
- 関係法令（例：バーゼル法等）の遵守徹底
- 不適切な分割廃棄対策の実施、解体事業者等への周知徹底

(参考) 太陽光パネルリサイクル施設の処理能力とピーク導入量

- 現時点※¹で、使用済太陽光パネル専用のリサイクル施設は87件、処理能力は約13万トン／年※²であり、設備の導入が徐々に進んできているが、8府県には施設が存在せず、現在は、リサイクル施設の偏在性や稼働率の低い点が課題。将来的に、排出状況に応じて、排出量がピークを迎えるまでに、処理能力の増強が必要。

※1：2025年11月時点。 ※2：環境省が廃棄物処理法上の許可自治体（47都道府県・82政令市）に調査を実施（回答率100％）。

	太陽光パネル専用の リサイクル施設	太陽光パネルリサイクル 処理能力※ ³	導入ピーク時の導入量※ ⁴	
	件	トン／年	トン／年	抽出年
北海道	2	2,112	29,920	2015
青森県	2	1,757	16,138	2015
岩手県	5	4,792	13,487	2019
宮城県	4	6,265	33,909	2020
秋田県	1	442	4,574	2016
山形県	1	1,188	3,867	2015
福島県	6	8,325	32,470	2017
茨城県	3	14,112	46,752	2015
栃木県	2	7,402	34,921	2015
群馬県	4	6,216	23,687	2019
埼玉県	5	7,709	17,808	2014
千葉県	1	5,256	40,526	2015
東京都	1	2,304	2,442	2013
神奈川県	1	2,304	5,586	2014
新潟県	2	1,555	7,073	2021
富山県	0	0	4,566	2014
石川県	2	1,987	10,502	2018
福井県	1	2,791	3,284	2014
山梨県	0	0	9,314	2014
長野県	2	2,471	17,698	2014
岐阜県	0	0	16,069	2014
静岡県	3	3,498	24,340	2014
愛知県	5	14,038	31,232	2014

	太陽光パネル専用の リサイクル施設	太陽光パネルリサイクル 処理能力※ ³	導入ピーク時の導入量※ ⁴	
	件	トン／年	トン／年	抽出年
三重県	1	2,088	25,591	2018
滋賀県	0	0	10,568	2014
京都府	3	4,112	6,795	2014
大阪府	0	0	11,418	2013
兵庫県	1	1,152	34,379	2014
奈良県	1	816	6,984	2014
和歌山県	0	0	8,782	2015
鳥取県	0	0	4,930	2013
島根県	1	469	6,045	2015
岡山県	2	3,226	25,498	2018
広島県	3	2,268	16,183	2015
山口県	0	0	16,135	2021
徳島県	1	358	13,440	2014
香川県	3	1,415	10,388	2014
愛媛県	3	4,731	12,078	2014
高知県	1	264	5,994	2014
福岡県	4	6,520	35,643	2014
佐賀県	3	2,112	9,124	2014
長崎県	1	720	12,702	2014
熊本県	1	960	23,246	2014
大分県	1	384	19,322	2013
宮崎県	1	960	17,924	2014
鹿児島県	2	1,958	31,043	2014
沖縄県	1	614	6,611	2014

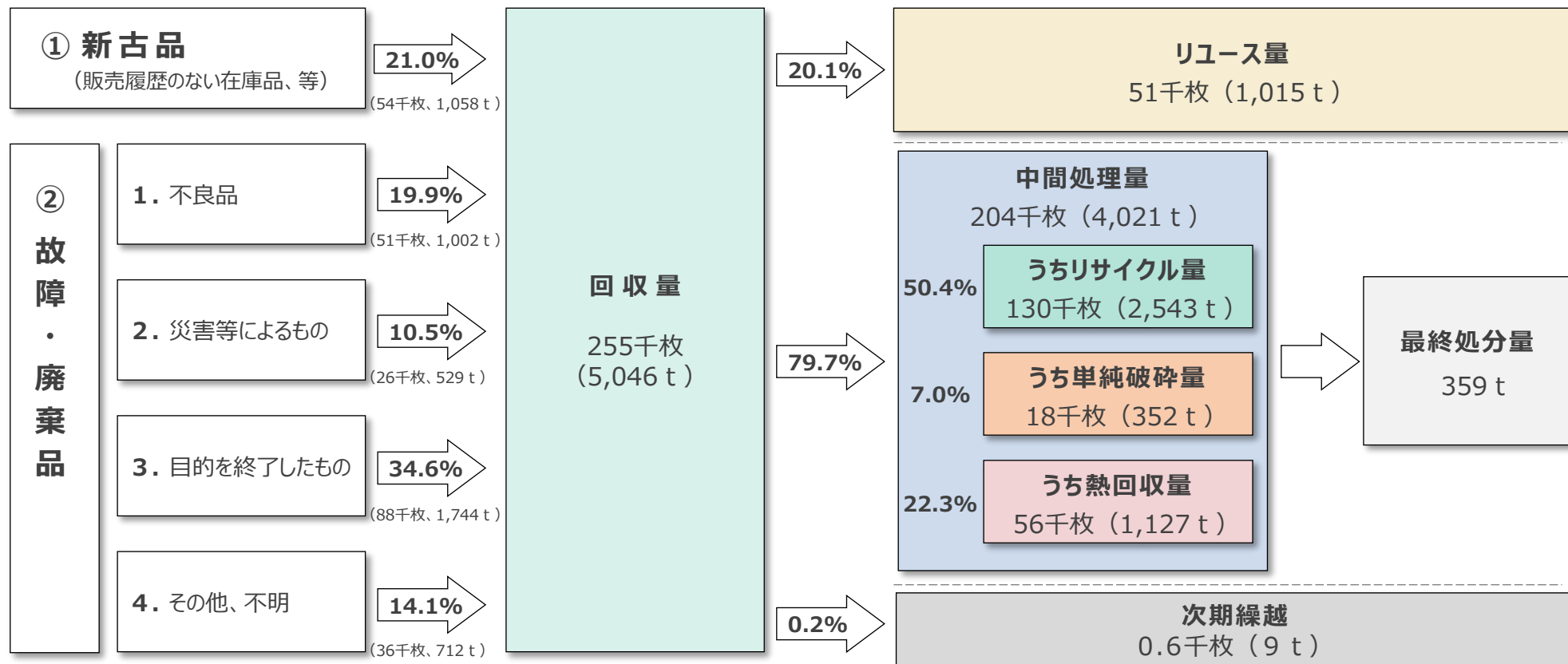
※3：太陽光パネル専用の処理設備によるガラスとバックシートの分離、

破砕後の素材選別等、リサイクルが可能な処理施設の処理能力の合計。処理施設1日の稼働時間を8時間、年間稼働日数を240日として算出。

※4：太陽光パネル1枚当たり250W、20kgとして算出。

(参考) 太陽光パネルの処理実態 (排出要因、処理方法)

- 中間処理事業者（全国に約 1 万社）のうち、公表情報により、太陽光パネルの適正処理・リユース・リサイクルに取り組んでいると確認された事業者に対して任意回答のアンケート調査を実施し、**51社※から有効回答**を得た（2024年度実績）。
※本件の調査対象者以外にも太陽光パネルの単純破碎を行っている中間処理業者が一定数存在することが想定される。
- 排出要因は、目的を終了したものが約 3 割、新古品が約 2 割を占めた。
- 回収量のうち、リユースが約 2 割、中間処理が約 8 割（うちリサイクルが約 5 割）を占めた。
- リサイクルに積極的に取り組む事業者の中でガラスの分離回収が一定程度行われていることが確認できた。



※ 1 : 割合は重量 (t) ベースで算出。

※ 2 : 枚数、重量いずれかの記載がない場合は、太陽光パネル 1 枚当たり20kgとして算出。

(出典) 令和 7 年度使用済再生可能エネルギー発電設備のリサイクル等の推進に係る調査・検討業務報告書 (株式会社野村総合研究所)

(参考) 他のリサイクル法の制定時の目標設定

食品リサ法	家電リサ法	小電リサ法	プラ法
食品循環資源の再生利用等の実施率に関する目標	—	使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標	プラスチック資源循環戦略で定めたマイルストーンの達成
食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の実施率を平成18年度までに20%に向上させることを目標とする。ただし、平成13年度の時点において既にこの目標を上回る食品循環資源の再生利用等の実施率を達成している食品関連事業者にあつては、現在の実施率を維持向上させることを目標とする。 なお、この目標については、目標の達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとする。	当初基本方針には制度全体の回収率・リサイクル率目標は設定されていない。 ※参考：再商品化率（エアコン60%、テレビ55%、冷蔵庫50%、洗濯機50%）は施行令上の義務基準であり、基本方針上の目標ではない。	平成27年度までに、1年当たり14万トン、1人1年当たりに換算すると約1キログラムを目標とする。 なお、この1年当たり14万トンという目標は、平成23年の1年間に使用済みとなった小型電子機器等の重量約65万トンを基礎とすると、回収率が約20%となる。 この目標は、目標の達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえて適宜必要な見直しを行うものとする。	①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制すること ②2025年までにプラスチック製容器包装及び製品のデザインをリユース又はリサイクル可能なデザインにすること ③2030年までにプラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクルすること ④2035年までに使用済プラスチックを100%リユース、リサイクル等により有効利用すること ⑤2030年までにプラスチックの再生利用を倍増すること ⑥2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入すること